

今後の主なスケジュール

【 裁判期日 】

金沢地裁

日 時：次回 10月26日(木)午後1時半～
次々回 2018年2月15日(木)午後1時半～
場 所：金沢地方裁判所 202号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

富山地裁

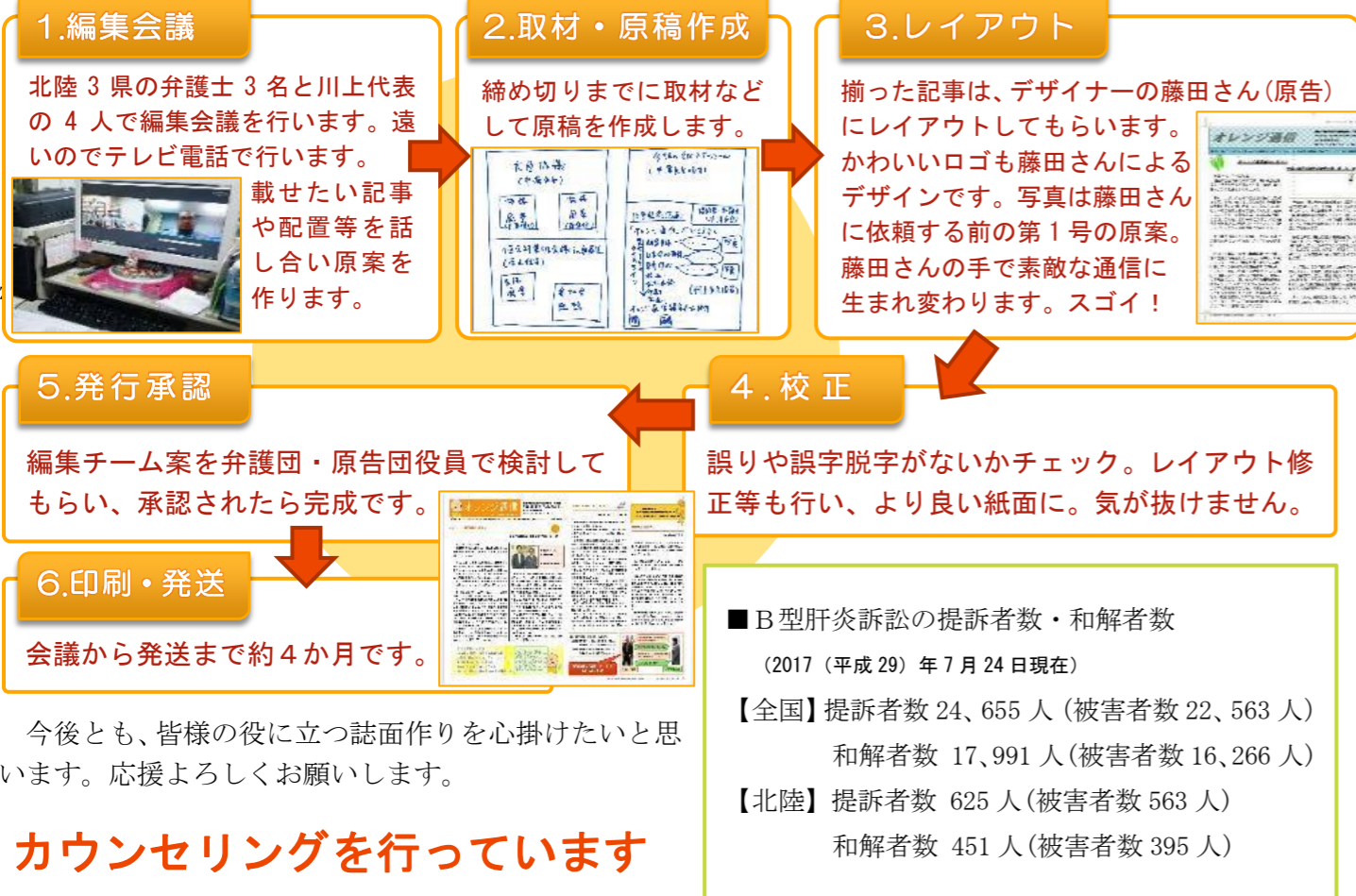
日 時：次回 10月11日(水) 午後1時半～
次々回 2018年1月15日(月)午後1時半～
場 所：富山地方裁判所 1号法廷
※裁判期日はどなたでも傍聴できます
※裁判期日後には、報告・交流会を開催いたします

【 その他の主な活動予定 】

10月29日(日) 13時～ 福井原告交流会@福井県協ビル503号室 (福井市大手3丁目7-1)
11月16日(木) 17時30分～ 肝炎サポート国民大集会(仮)@東京国際フォーラム

10号記念企画～オレンジ通信ができるまで～

2014年9月21日に第1号を発刊して3年、ついに第10号を迎えることができました。第10号を記念してオレンジ通信ができるまでをご紹介します。



カウンセリングを行っています

B型肝炎に関する悩みを臨床心理士がお聞きします。相談料は無料で、匿名での相談も可能です。

無料相談ダイヤル 0120-882-237 毎週2回(日曜日・月曜日) 相談時間 10:00～13:00、13:30～16:30

※本事業はメンタルヘルス(心の健康)に関するものです。裁判手続きについては各地の弁護士に、治療については医療機関にご相談ください。



オレンジ通信

<http://bkan-hokuriku.info/>

全国B型肝炎訴訟北陸原告団・弁護団
〒920-0931 石川県金沢市兼六元町 9-40
金沢合同法律事務所
発行日：2017年9月15日 第10号

連絡先 富山 076-423-2466 富山中央法律事務所/金沢 076-221-4111 金沢合同法律事務所/福井 0776-30-1371 泉法律事務所

北陸原告団総会を開催

2017年8月6日に北陸原告団総会が金沢市で開催され、原告33名(委任状168名)弁護士14名が参加しました。

総会前に、原告4名、弁護士7名で、近江町市場の前で“一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう”と啓発活動を実施。ティッシュを一つ一つ道行く方々へ渡すときには、「検査して早期発見して欲しい。この病気を知って欲しい。」と願いを込めてお渡ししました。早期発見、早期治療が啓発活動の目的です。私達は原告でもあります。治療などたくさんの辛い経験をして来た患者だからこそ、早期発見を誰よりも願い、この活動をしています。



参加者で一杯の会場



田中代表

また、全国B型肝炎訴訟原告団代表田中義信様に記念講演を行っていただきました。

訴訟の歴史、原告団の成り立ち、活動の意義等、約1時間があったという間でした。田中代表は、肝がんを発症していますが、「この活動が生き甲斐となり、生きる意欲が出ている。」などとおっしゃり、まさに『病は気から!』を身をもって証明しているようでした。

総会では、全国の田中代表がおられるので、私は少し緊張していました。昨年の活動報告や今年度の活動方針、会計報告、役員選任等々、長時間に渡る総会でしたが、皆様のご協力のおかげで無事に閉会することができほっとしました。

私は、今後の活動方針で「我慢していることを話して下さい。」とお伝えしました。何かしら我慢していることは皆様にありますよね。私も沢山我慢しています。ただ、この病気で苦労して我慢していることは、みんな共通の我慢かもしれないので、是非とも話をさせて頂きたいです。同じ病気の患者は沢山おられます。私自身、家族にも言えない事はこの仲間に話し、助言を貰っています。「胆嚢にポリープ見つかった・・・。」と話す仲間みんなが「わしは胆嚢ないよ!」、「私も!胆嚢なんてなくても生きる(笑)」と私の不安は一気にぶっ飛びました。そして笑顔になりました。世間でこんな会話は無いですよ。この仲間達は、何よりも心強い仲間です。まさに『病は気から!』を感じました。是非とも一度、裁判期日後の交流会等の参加してみてください。ビックリするほど、気持ちが楽になりますので、お気軽に参加してくださいませ。【北陸原告団代表 川上ゆきえ】

【速報】 来年度概算要求に肝がん患者への医療費助成制度が盛り込まれました!

2017年8月28日、厚生労働省の来年度予算概算要求概要が公表され、肝がん患者への医療費助成制度の創設が盛り込まれていることが判明しました。これを受けて、三団体にて、要旨、以下のとおり声明を發表しました。

声明要旨

「私たち患者団体が長年にわたり粘り強く求めてきた肝硬変・肝がん患者への医療費助成実現の声に応え、一定の重篤な肝がん患者の医療費負担を軽減する制度が、概算要求概要に盛り込まれた。この概算要求が予算案として結実し、来年度からあらたな助成制度が確実にスタートするよう、引き続き取り組みを強めるものである。他方で、今回の制度創設案には未だ大きな課題が残されている。すなわち、今回の制度創設案では、肝硬変患者が対象とされておらず、肝がん患者についても助成要件は極めて限定的なものである。私たちは、より幅広い肝硬変・肝がん患者を対象とする制度の創設を求めて、関係者の理解と協力を得ながら、今後も全力を傾注していく決意を表明する。」



福井大学医学部で患者講義を行いました

2017年6月30日、福井大学松岡キャンパスにて、医学部生を対象に患者講義を行いました。将来医療にかかわる学生にB型肝炎患者の生の声を伝え、問題意識を持ってもらうことが目的です。患者である原告と弁護団から、それぞれ報告を行いました。

患者本人からは、B型肝炎であることを勤務先に知られて退職せざるを得なくなり再就職も困難だったという辛い体験や、入院中に何の説明もなく他の患者とは異なるところから食事を運ばれて病院でも差別を受けていると感じたことなどを話していただきました。弁護団からは、集団予防接種による感染拡大の経緯や、患者がかかえる肉体・精神・経済など多方面にわたる負担・苦痛について説明しました。

質疑応答では、学生から多数の質問がなされました。患者本人に対する質問が多く、当事者がメッセージを発信することの感銘力を実感しました。【弁護士 園山達紀】

受講生の感想

○感染拡大を防止するための措置だとしても、病院からの説明がなければ、患者さんからすると差別となることを深く考えなければならぬと思いました。話を伺って、生きにくい状況であることや、不安の大きさをより詳しく知ることができ、自分がどんなことに気を付けていくべきか考えることができました。

○肝炎という名前しか聞いたことがありませんでした。このまま知らずにいたら少し差別の気持ちをもってしまっていたかもしれません。これから医療職に就く者として患者さんのおかれた状況をしっかりと認識した上で接していきたいです。

障害年金勉強会 in 富山を開催



2017年7月3日、富山県弁護士会館において、社会保険労務士の池田悦子先生をお迎えして、「肝疾患に関する障害年金勉強会」を開催しました。

2014年には、我々の長年の運動が実り、障害年金の受給要件が若干緩和されました。もともと、肝疾患を患っている方の中には、そもそも、障害年金を受給できることを知らなかったり、専門家等に相談することなく自己判断で受給を諦めてしまっている方が少なくありません。

今回は、少なくとも弁護団員と接触する原告や相談者のみなさまについては、出来るだけ障害年金の受給漏れがないように、また、社会保険労務士と連携しながら、障害年金受給をしっかりサポートできるように、主に、弁護団向けの勉強会を開催。



勉強会の風景

講師は、障害年金請求の経験が豊富で、富山県社会保険労務士会会長等数々の要職を歴任されている池田悦子先生。

約2時間、障害年金受給の実務や肝疾患における受給要件を詳しく教えていただくことができました。

我々弁護団は、今後も、給付金請求にとどまらず、みなさまの生活をしっかりとサポートできるよう福祉制度などについても研鑽を積んでいきたいと思っています。【弁護士西山貞義】

我らの！弁護団員のご紹介 NO.2

我らの弁護団員のご紹介をいたします。弁護士の意外な一面を知って、より一層親しみをもっといただければと思います。

はるやま のりひろ
春山 然浩 弁護士

(富山中央法律事務所)



【役割】富山事務局

- ① 北陸弁護団での役割は？…富山事務局(裁判所・法務局とのやりとり、担当割振りなど)をしています
- ② 好きな食べ物は？…刺身(特に貝類)、ホルモン焼き(特にセンマイ)
- ③ 趣味は？…子ども(5歳・2歳)と遊ぶことです
- ④ 今までで1番、嬉しかったことは？…子どもが生まれた時
- ⑤ 一目惚れをしたことは？…残念ながらありません
- ⑥ 弁護士になろうと思った理由は？…自分の考えや力でもって仕事をできるようになりたいと思ったこと
- ⑦ 最後に一言…B型肝炎の活動はまだまだ続きます。末永く、よろしく願いいたします。

厚生労働大臣協議を行いました



2017年7月3日、厚生労働省内にて塩崎恭久厚生労働大臣協議が行われました。

この協議は、我々原告団・弁護団と国との間で締結された基本合意に基づき、2012年から年1回開かれており、今回で6回目の協議となります。今年も、原告団・弁護団から、主として、

- ① 肝硬変・肝がん医療費の助成制度につき、平成30年度に創設すべきこと
- ② 歯科医院でのハンドピース使い回し問題につき、院内感染対策を促進すべきこと
- ③ B型肝炎被害の歴史的事実と教訓を医療従事者養成機関及び普通教育課程において教育すべきこと

の3点を要求。これに対し、塩崎大臣からは、

- ① 肝硬変・肝がん医療費助成制度については、衆参両院における請願採択やB肝特措法改正の際の参議院付帯決議等を重く受け止め、予算の概算要求に盛り込むべく、省内で検討を行っている
- ② 感染対策講習会の周知徹底、実態調査の継続、また、年末に行う診療報酬改定の際、ハンドピース取替えを前提とした診療報酬基準を策定するという方法も検討したい
- ③ 文部科学省とも連携し実現に向けて協議したい

といった回答がありました。いずれも、前向きな回答であり、実りある大臣協議となりました。なお、本年8月28日に発表された厚生労働省の概算要求において、肝がん患者に関し、一定の医療費助成制度の創設が盛り込まれました。詳しくは、本紙1面の声明等をお読みください。



大臣協議で発言する田中代表

恒久対策原弁会議 in 松山市(奥道後温泉)を開催

2017年7月8日、同月9日、松山市(奥道後温泉)において、恒久対策原弁会議が開催されました。

この会議には、全国各地から原告約200名、弁護士約35名が集い、北陸からも、原告4名と同伴者1名、弁護士3名が参加しました。会議では、担当弁護士から、医療費助成の実現等に向けた政府・国会議員への要請活動や厚生労働大臣協議の結果などが報告され、原告のみなさまからのご質問にお答えしたほか、全国各地の原告団活動についても報告が行われるなどしました。



参加者で一杯の会場

今回の会議では、初めての試みとして、約10名ずつのグループに分かれ、「グループディスカッション」が行われました。1日目の懇親会もグループごとに行ってメンバー同士仲良くなった後、2日目の午前中に、自由に決めたテーマで、2時間程度、ディスカッションを行いました。どのグループもとても熱心に議論を行っていて、その議論の結果は、グループごとに、全体に報告されました。

私が所属したグループでは、北陸の原告がグループリーダーを、私がサブリーダーを担当し、「各地の原告交流方法に学ぶ」をテーマにディスカッションを行いました。このグループには、北海道から福岡まで、全国各地の原告・弁護士が所属。各地での様々な取り組み事例を報告し合い、活動を行う原告への交通費支給に向けた全国ガイドラインの策定や医療講演会動画データ等交流会で使用する「素材」を全国各地で共有するためのデータベースの構築など大変有意義な提案をまとめることができました。この初めての試みは大成功だったと思います。



グループディスカッション

最後に、佐藤全国弁護団団長からは、国立感染症研究所のしかるべき立場の方から、B型肝炎の新薬について、「2年程度での臨床試験開始、5年程度での実用化」というスケジュール感で準備が進められているとの情報提供があったと報告されました。創薬も着実に進んでいるようです。我々の要望の実現のためには、原告団・弁護団の団結が必要不可欠です。今後も、原告団・弁護団一丸となって取り組みを進めましょう！

【弁護士西山貞義】